

埼玉県営水上公園における水着撮影会 開催の手引き

令和6年3月5日

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県営水上公園（しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園）のプールエリアにおいて令和6年4月以降に水着撮影会を開催する場合は、地方自治法、刑法、都市公園法、埼玉県都市公園条例その他関係法令・条例を遵守することはもとより、「埼玉県営水上公園における水着撮影会許可条件」（令和6年3月4日制定）と合わせて以下のガイドラインを守るようお願いします。

なお、この手引きは必要の都度見直していくものとします。

第1章 許可手続きについて

- 1 公園管理事務所（以下「事務所」といいます。）が定められた日に説明会を開催し、水着やポーズを含め許可条件等についての説明や質疑応答等を行いますので、水着撮影会の開催を希望又は検討する方（以下「開催希望者・検討者」といいます。）は必ず参加してください。

なお、説明会の期日は、埼玉県公園緑地協会（以下「協会」といいます。）ホームページにおいて公表します。

その後、所定の期間内に所定のエントリーシートを提出していただきます。

- 2 前記1のエントリーシートを提出していただいた後、事務所が定められた日に利用調整会議を行い、当日中に利用の内定を行いますので、開催希望者・検討者はこの会議に必ず出席してください（なお、正当な代理権を有する代理人も出席可能）。なお、代理人の場合は、正当な代理人であることを証するため、委任状を提出してください。

開催希望者・検討者やその代理人のいずれも出席しない場合は、開催希望がなかったものとみなします。

- 3 利用調整会議での内定後、水着撮影会を開催する主体となった者（以下「主催者」といいます。）は会場運営計画書を作成し、事務所と入念な事前打合せを行ってください。事前打合せは、水着撮影会の内容が許可条件に違反しないか等を確認するものなので、事務所の指定する期間内に正当な理由なくこれに応じない主催者については、水着撮影会の開催を許可しないものとします。

併せて、有料公園施設、付帯設備、備品利用申込み、関係諸機関への届出等の手続きも、主催者の責任で行ってください。

- 4 主催者は、原則として、開催予定日の90日前から30日前までに事務所との事前打合せを終了してから、開催予定日の30日前までに「公園内行為許可申請書」を事務所に提出してください（有料公園施設を利用する場合は、別途有料公園施設利用申請書も併せて提出してください）。

事務所の指定する期日までに「公園内行為許可申請書」の提出がなかった場合は水着撮影会の開催を取りやめたものとみなし、協会は一切の費用を補償しません。

- 5 主催者から「公園内行為許可申請書」が提出されたときは、事務所は速やかに審査を行い、申請者に「公園内行為許可証」または「不許可通知」を交付します。

「公園内行為許可証」の交付をもって施設の利用が確定するものであり、それまでは、いかなる状況でも施設利用を許可したことにはならず、「公園内行為許可証」の発行がなかったことによって水着撮影会が開催できなかったとしても、協会は一切の費用を補償しません。

なお、「公園内行為許可証」は、利用期間中に提示を求められることがあるので、施設利用終了まで保管しておいてください。

開催された水着撮影会において、利用条件に違反した行為が確認された場合には、その後の施設利用が許可できなくなったり、施設利用を許可するとしても特別の条件を設けたりする場合がありますので注意してください。

6 主催者は、事務局が定めた期間内に利用料金等を納付してください。

第2章 年齢制限について

1 出演者

- (1) 青少年（18歳未満の者をいいます。以下同じ。）の出演は禁止します。
- (2) 主催者は、公的証明書等（保険証、運転免許証、パスポート等）により、直接、全ての出演者の年齢を確認してください。
- (3) 主催者は、青少年を出演させない旨の所定の誓約書を事務局に提出してください。
- (4) 開催日の10日前までに前項の誓約書の提出がない場合には、警告書を交付します。
- (5) 前項の警告書の交付から7日以内に前記（3）の誓約書の提出がない場合は、主催者に対し聴聞の機会を設けたうえで、許可を取り消し、水着撮影会を中止させる場合があります。この場合に発生する費用・損害について、協会は一切責任を負いません。

2 参加者等

- (1) 青少年が参加者又は関係者（以下「参加者等」といいます。）として水着撮影会に入場することは禁止します。
- (2) 主催者は、青少年が入場しないように、公的証明書等（保険証、運転免許証、パスポート等）により、直接、参加者の年齢を確認する等の合理的な措置を実施してください。
- (3) 主催者は、前項の実施する措置内容を記載した所定の計画書を事務局に提出してください。
- (4) 開催日の10日前までに前記（3）の計画書の提出がない場合は、警告書を交付します。
- (5) 前項の警告書の交付から7日以内に前記（3）の計画書の提出がない場合は、主催者に対し聴聞の機会を設けたうえで、利用許可を取り消し、水着撮影会を中止させる場合があります。この場合に発生する費用・損害について、協会は一切責任を負いません。
- (6) 事務局から実施する措置の実施状況について報告を求められた場合には、実施する措置内容の実施状況を速やかに報告してください。

第3章 出演者の服装等について

1 総則

- (1) 乳首や性器が露出する水着又はその可能性のある水着の着用は禁止とします。
- (2) 前記(1)のほか、以下に定める条件に沿わない水着を、「禁止水着」に該当する「過激な水着」と指定します。
なお、以下に定める過激な水着に直接該当しない場合でも、水着の形状や露出の状況を勘案し、過激な水着に準ずる水着と認められるものについては「禁止水着」に該当するものとします。
- (3) 原則としてニブレスとアンダーショーツの両方を着用してください。
(ニブレスのみ、アンダーショーツのみ、シール又はテープのみ、及びそれらが見えてしまっている又は透けているものは不可)
- (4) 布地の透けるシースルー衣装は、裏地に肌色の布地を縫い付けてください。
- (5) その他事務局が定めるルールを遵守してください。

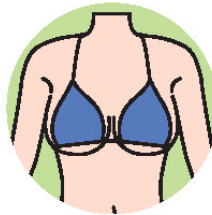
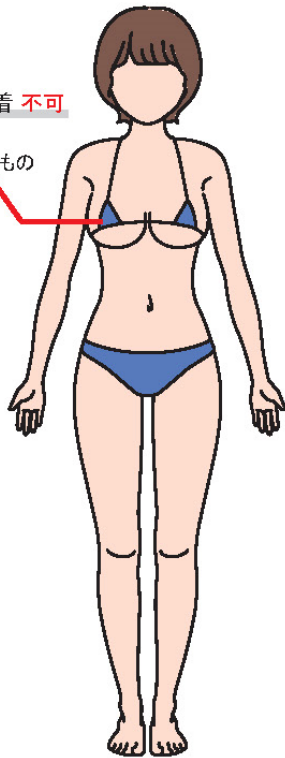
2 水着のトップスの場合

(1) 三角水着のトップス

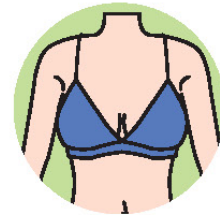
- ア トップス水着のサイズは、底辺及び高さが各10センチメートルの三角形以上の衣装としてください。
- イ 上記の規定サイズより明らかに小さいサイズや、規定サイズ以上であっても過度に露出度が高いものは禁止です。

三角形状の水着 **不可**

下乳、横乳が大幅にはみ出るもの



① 三角形状の水着面積 小 可
下乳、横乳が少しはみ出る程度



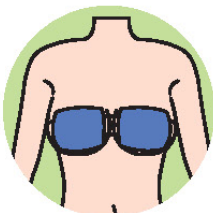
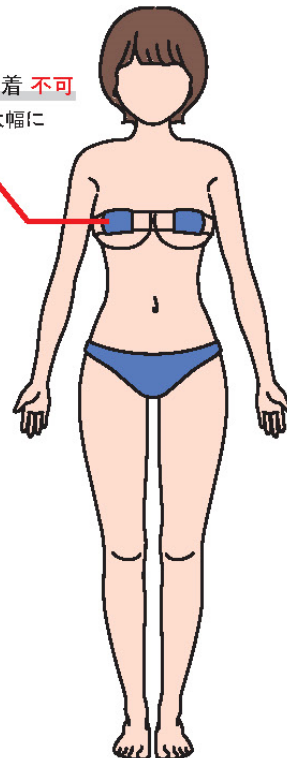
② 三角形状の水着面積 通常 可
下乳、横乳の露出なし

(2) 四角形のトップス

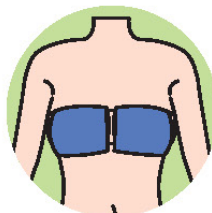
- ア トップス水着のサイズは、各高さ11センチメートル以上、幅13センチメートル以上の衣装としてください。
- イ 上記の規定サイズより明らかに小さいサイズや、規定サイズ以上であっても過度に露出度が高いものは禁止です。

四角形状の水着 **不可**

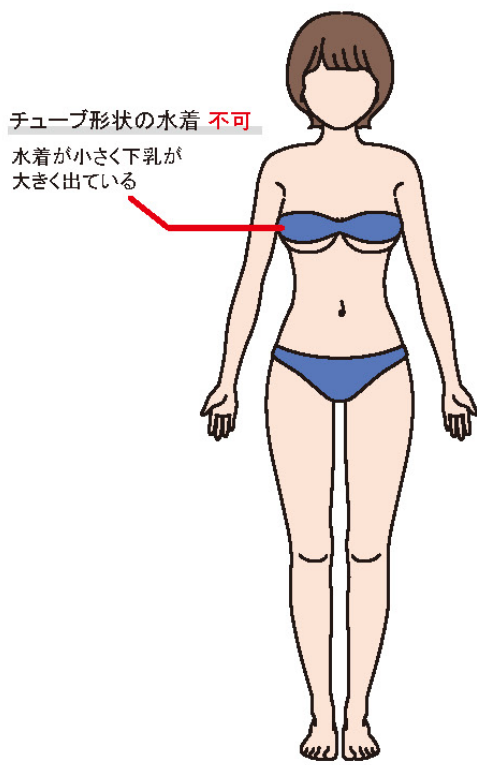
下乳、横乳が大幅にはみ出るもの



① 四角形状の水着面積 小 可
下乳、横乳が少しはみ出る程度

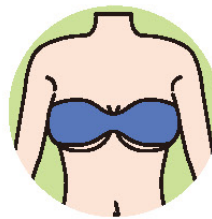


② 四角形状の水着面積 通常 可
下乳、横乳の露出 ほぼなし

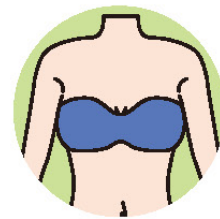


(3) チューブ形のトップス

- ア トップス水着のサイズは、胸部にあたるチューブの最も高さが細い部分が5センチメートル以上、最も高さが太い部分が10センチメートル以上の衣装としてください。
- イ 上記の規定サイズより明らかに小さいサイズや、規定サイズ以上であっても過度に露出度が高いものは禁止です。



①チューブ形状の水着面積 小 可
下乳が少しはみ出る程度

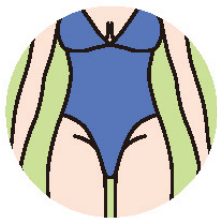


②チューブ形状の水着面積 通常 可
下乳の露出なし

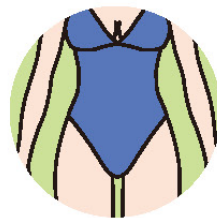
3 水着のボトムの場合

(1) ハイレッグ形状のボトム

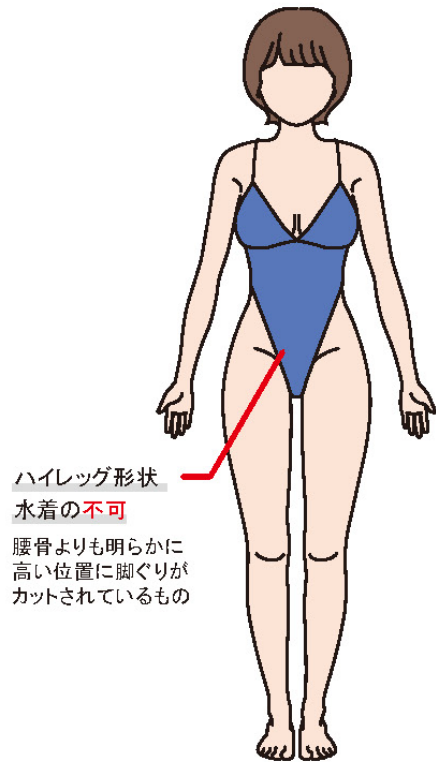
ハイレッグ形状(脚ぐりのカットが足の付け根より高い位置にあるタイプ)でも、股ぐりの水着面積が過度に狭い場合は禁止となる場合があります。
また、腰骨よりも明らかに高い位置に脚ぐりがカットされている過度なハイレッグも禁止です。



①ハイレッグ形状の水着 過度な形状 不可
股ぐりの水着部分が過度に狭いもの

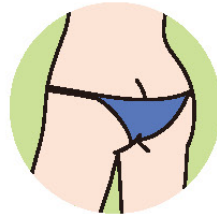
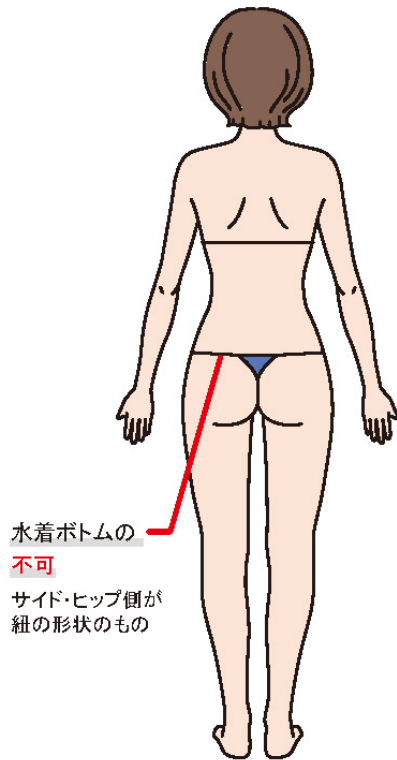


②ハイレッグ形状の水着 通常の形状 可
足の付け根より高い位置にあるハイレッグ

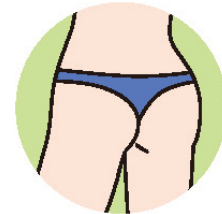


(2) ローライズ形状等のボトム

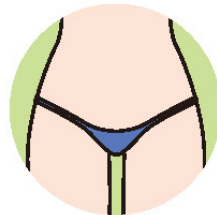
- ア 水着ボトムの前側がV字になっており、サイド・ヒップ側が紐で構成されているTバックは禁止です。
- イ 水着ボトムの前側のV字が深すぎたり、サイド・ヒップ側の水着面積が狭すぎるものは禁止となる場合があります。
- ウ ローライズ形状の水着(フロントは腰骨あたりの位置で、腰下より低い位置ではあるがお尻の割れ目は見えない)で、股ぐりが浅すぎるなど、過度に露出が高いものは禁止となる場合があります。
なお、ローライズ形状の水着はポーズによって尻の割れ目が見える場合がありますので、着用にあたっては注意してください。
- エ 過度なローライズ(フロントは腰骨よりも低い位置で、バックは尻の割れ目が見える)は禁止です。



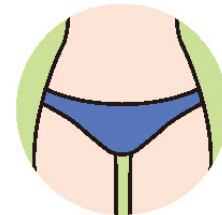
- ①過度なローライズ
形状の水着 **不可**
お尻の割れ目が見えるもの



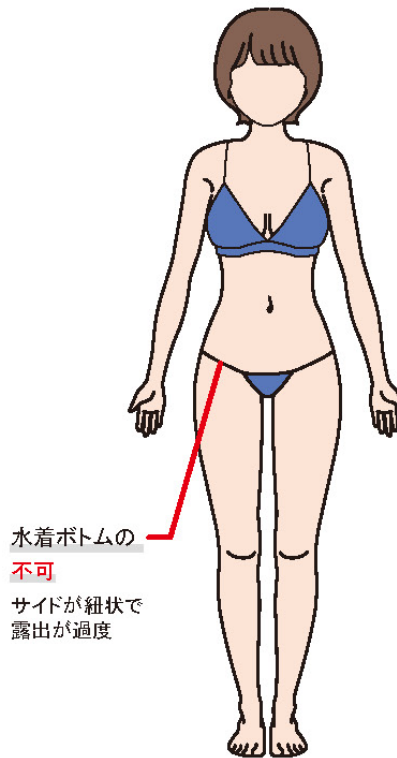
- ②ソング・タンガと呼ばれる
T字状の水着 **可**
臀部の下部の露出はあるが
お尻の割れ目は見えない



- ③水着ボトムの
股ぐり 極浅 **不可**
腰骨より低い位置で
露出が過度



- ④水着ボトムの
股ぐり 浅め **可**
腰骨あたりでフィットする
通常のローライズ形状



上記水着例にない水着についても、事務所として 可 / 不可 の判断をする場合があります。

4 遵守の確認

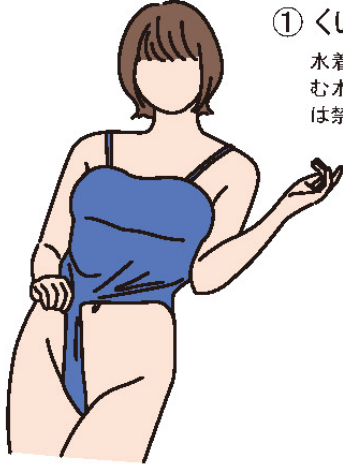
- (1) 主催者は、出演者に対し、禁止水着を着用しないよう、更衣室内又は更衣室から出た場所に自らスタッフ等を配置し、指導・監督してください。禁止又は過激な水着を着用した出演者を発見した際には、速やかに注意し、是正するよう対応をお願いします。
- (2) 協会監視員は禁止水着を着用している出演者を認めた場合は、証拠写真を撮影し、出演者を特定するとともに、直ちに事務所職員及び主催者へ通報します。なお、違反行為があった場合の証拠保全のために、事務所職員又は協会監視員が写真撮影をする場合があることを予め出演者に周知してください。
- (3) 前記(2)の通報を受けた際には、事務所職員は、速やかに出演者の居場所へ出向いて水着を実際確認し、許可条件に違反すると認める場合は、事務所職員が、主催者及び当該出演者に対し、着用する水着の是正を口頭により注意します。この場合、事務所職員又は協会監視員は、当該出演者に控室に移動するよう指示することができるほか、必要に応じて証拠写真を撮影し、主催者及び出演者とのやり取りを記録(録音を含む)できることとします。
- (4) 主催者又は出演者が、前記(3)の注意に従わない場合は、事務所職員が書面により是正を勧告します。
- (5) 事務所職員は、出演者が乳首や性器が露出する水着を着用する等により、一見してわいせつな行為をしているものと認める場合には、主催者及び当該出演者に対し、当該わいせつな行為を即刻停止するよう警告することができます。

この場合において、主催者及び当該出演者が事務所職員からの警告に応じないことにより、公園の施設管理に著しい支障が生じたとき又はその支障が生じる蓋然性が高いと認められるときは、水着撮影会開催の許可を取り消し、水着撮影会を即時に中止させることができることを予め御承知おきください。(その際に発生する費用・損害について、協会は一切責任を負いません。)

第4章 出演者のポーズについて

1 出演者の不可ポーズ

- (1) 乳首や性器が露出するポーズ又はその可能性のあるポーズは禁止とします。
- (2) 前記(1)のほか、以下に定めるポーズ及びそれに準ずるポーズを、「禁止ポーズ」に該当する「過激なポーズ」と指定します。

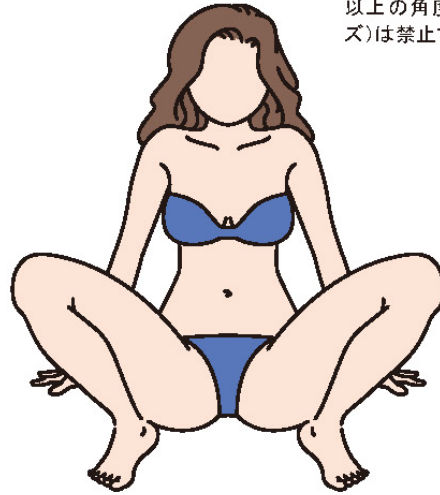


① くい込ませ 不可

水着をくい込ませる(くい込む水着の着用を含む)ことは禁止です。

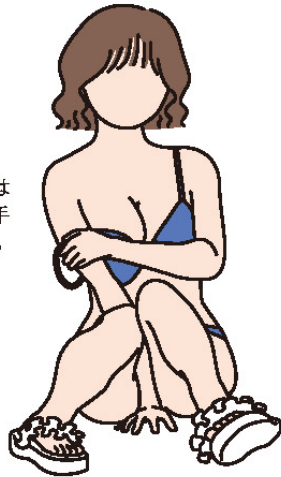
② M字開脚 不可

M字開脚(股を概ね90度以上の角度で開いたポーズ)は禁止です。



③ ずらし 不可

水着をずらすことは禁止です(肩紐に手を当てる程度は可)。



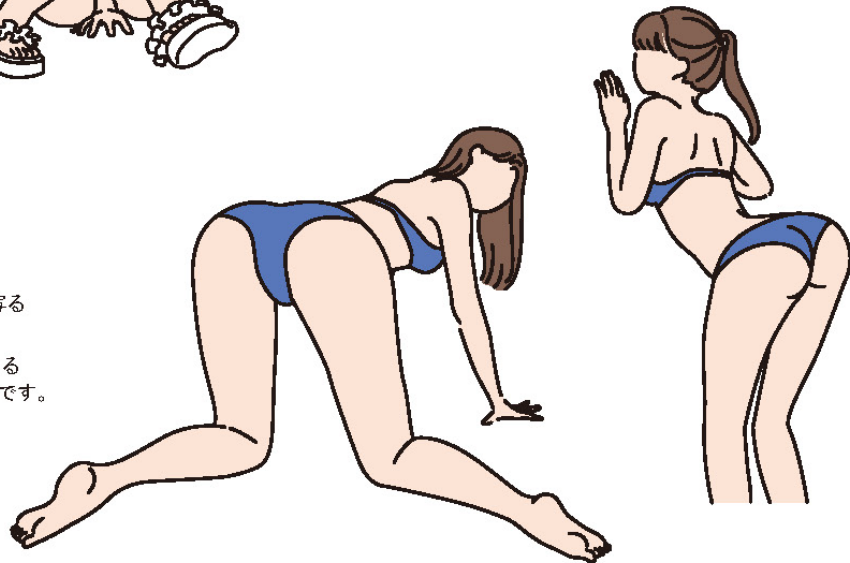
④ おしりを突き出すポーズ 不可

(立ち、座り共に)

座っての尻の突き出しは禁止です。立っていても概ね90度以上の過度な突き出しも同様とします。また、四つん這いも禁止です。

【その他】

- 水着を着てないかのように写るポーズは禁止です。
- その他乳首や性器が露出する可能性のあるポーズは禁止です。



上記ポーズ例にないポーズについても、事務所として可 / 不可の判断をする場合があります。

2 遵守の確認

- (1) 主催者は、出演者に対し、禁止ポーズをとらないよう、自らスタッフ等を配置し、指導・監督してください。禁止ポーズを発見した際には、速やかに注意し、是正するよう対応をお願いします。
- (2) 主催者は、参加者等が出演者に対して禁止ポーズを求めないなどの、参加者等の守るべきマナーを定め、定めたマナーの周知徹底を図ってください。
- (3) 協会監視員は撮影会場を巡回し、禁止ポーズをとっている出演者を認めた場合は、証拠写真を撮影し、出演者を特定するとともに、直ちに事務所職員及び主催者へ通報します。なお、事務所職員又は協会監視員が証拠保全のために、写真撮影をする場合があることを予め出演者に周知してください。
- (4) 前記(2)の通報を受けた際には、事務所職員は、速やかに出演者の居場所へ出向いて証拠写真や現況等を実際に確認し、許可条件に違反する状況が継続していると認める場合は、事務所職員が、主催者及び当該出演者に対し、ポーズの是正を口頭により注意します。この場合、事務所職員は、必要に応じて証拠写真を撮影し、主催者及び出演者とのやり取りを記録（録音を含む）できることとします。
- (5) 主催者又は出演者が、前記(4)の注意に従わない場合は、事務所職員が書面により是正を勧告します。
- (6) 協会監視員において、参加者等が出演者に禁止ポーズをとるよう煽っていることを現認したときには、事務所職員に直ちに連絡し、事務所職員から主催者を通して、当該参加者等に対し、煽り行為を止めるよう求めます。
それでも当該参加者等が煽り行為を止めない場合は、事務所職員が主催者に対し、書面により是正を勧告します。
- (7) 事務所職員は、出演者が乳首や性器が露出するポーズをとる等により、一見してわいせつな行為をしているものと認める場合には、主催者及び当該出演者に対し、当該わいせつな行為を即刻停止するよう警告することができます。
この場合において、主催者及び当該出演者が事務所職員からの警告に応じないことにより、公園の施設管理に著しい支障が生じたとき又はその支障が生じる蓋然性が高いと認められるときは、当協会は、水着撮影会開催の許可を取り消し、水着撮影会を即時に中止させることができることを予め承知おきください。（その際に発生する費用・損害について、協会は一切責任を負いません。）

第5章 利用時間等

- 1 利用時間は、申請書に記載した時間内（準備や撤収作業の時間も含めて申請すること）とし、超過した場合は追加費用が発生します。
- 2 準備や撤収等で早朝・夜間の利用を希望する場合は、委託業者等ではなく、主催者が事前に事務所に相談をしてください。
- 3 水着撮影会の前日準備や翌日撤収の希望がある場合は、必ず事前に相談してください（日程によっては対応できない場合があります。）。準備や撤収のみでも利用料金が発生する場合もあるので注意してください。
- 4 荷物の郵送は必ず事前に相談してください（日程、内容によって対応できない場合があります。）。また、相談なく届いた荷物に関しては受取拒否をする場合がありますので、御留意ください。

第6章 撮影場所について

- 1 水着撮影会における撮影が可能なエリアは主にプールサイドであり、許可時に図示した範囲（以下「撮影可能エリア」といいます。）のみとしてください。主催者は、撮影可能エリア外での撮影が生じないように、自らスタッフ等を配置し、指導・監督してください。
- 2 出演者も含め、プール内に入ることは、プール内に水が無い場合でも禁止です（事務所が認めた場合を除く）。主催者は、出演者及び参加者等がプール内に立ち入らないよう、自らスタッフ等を配置し、指導・監督してください。
- 3 利用許可範囲以外は立入りを禁止します。許可範囲内であっても立入りの許可を受けていない建物（機械室等）やフェンス内等に入ることは禁止です。
- 4 許可範囲の外から水着撮影会が見えないように目隠しを設置する等の遮蔽措置を必ず実施してください。遮蔽措置の具体的な内容は事前打合せで調整させていただきます。また、水着撮影会の開催中は定期的に遮蔽状況を確認してください。
- 5 事務所職員が、遮蔽措置が不十分であると判断した場合には、主催者に対し、直ちに改善するよう口頭により注意します。この場合、事務所職員は、必要に応じて証拠写真を撮影し、主催者とのやり取りを記録（録音を含む）できるものとします。
- 6 主催者が前記（5）の注意に従わない場合は、事務所職員が書面により是正を勧告します。
※ 主催者において遮蔽が困難なときは、開催予定日の10日前までに事務所に申し出てください。事務所が代行して遮蔽作業を行います。この場合、作業に要する費用については、主催者の負担となりますので、予め御承知おきください。

第7章 施設設備の利用等について

- 1 事務所の許可なく、公園内の設備を使用したり、設備の上に乗ったりする行為は禁止します。

- 2 事務所の許可なく、公園内の備品を使用することは禁止です。
- 3 水着撮影会で移動させた備品等は、破損損傷や汚損させないように大切に扱い、使用後は元の位置へ戻してください。
- 4 水着撮影会で必要な鍵を事務所から借用した場合は、必ず当日中に鍵を返却してください。鍵を紛失等した場合は、鍵交換に要する費用を負担していただきます。
- 5 電気、ガス、水道等を使用する場合は、事務所と事前に協議してください。内容に応じて、実費相当額を負担していただきます。
- 6 施設、施設の備品等を破損損傷、汚損させた場合は、すみやかに事務所へ報告するとともに、修理又は損害の賠償をしてください。
- 7 水着撮影会時に使用可能なトイレの周知を行い、閉鎖しているトイレを出演者や参加者等が使用することのないようにしてください。
- 8 水着撮影会参加者用バスを手配し、公園駐車場を利用する場合は、必ず事前に相談をしてください。
- 9 水着撮影会に起因する路上駐車等が発生しないよう、参加者に十分周知してください。

第8章 持込機材の管理

- 1 持込機材について、消費電力が大きくなる場合は事前に事務所に相談してください。
- 2 持込機材は故障破損の無いものを使用し、機材の使用方法及び注意事項を守り使用、管理してください。特にテーブルタップ等電気関係の機材は、必ず容量範囲内で使用してください（タコ足配線は禁止）。
- 3 連日利用する場合の機材留め置きについては、留め置きの場所、方法について、予め事務所に確認を取ってください。
電力を使用するものは、毎日水着撮影会終了時に全てコンセントから抜いてください。

第9章 清掃、ゴミの分別について

- 1 水着撮影会終了後には、必ず許可を受けた範囲及び周辺、控室等を確認しゴミを回収してください。
- 2 ゴミは原則、主催者の持ち帰りとします。（ゴミ処分は有料で引受をしますが、正しく分別できていないゴミ、危険物や粗大ごみなど事務所では処分できないものは引き受けできないので注意してください。）

第10章 別途行為許可が必要となること

キッチンカー出店や物品の販売、動画撮影（モデル個人のアカウントでの SNS 配信用動画含む）、広告の表示などを行う場合は、主催者側において別途申請し許可を受けていただくとともに、費用負担が発生するので間違いのないようにしてください。

第11章 混乱の防止

- 1 主催者は、出演者、参加者及び関係者の行動について、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、主催者で責任を持って対処してください。主催者の責めに帰すべき事由により、協会または第三者に損害が生じた場合は、主催者はその損害を賠償する責任を負っていただきます。
- 2 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- 3 主催者は、水着撮影会参加者に対し、撮影した写真の SNS への掲載など出演者の肖像権保護に関するルールを予め定めるとともに、これを現地及びオンライン上で周知してください。

出演者に対し、肖像権侵害があった場合には、以下の窓口にご相談できることを周知してください。

法務省人権擁護局インターネット人権相談受付窓口

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

埼玉弁護士会（30分 税込5,500円）

<https://www.saiben.or.jp/soudan/center/saitama.html>

- 4 大規模災害や感染症の拡大等により、公園やその中の施設の利用の中止や制限を事務所が求めた場合は、その指示に従ってください。

第12章 許可条件遵守の確保

- 1 主催者は、事務所と協議の上、撮影会の出演者数、参加者数、撮影場所に応じ、水着やポーズ等に係る許可条件を遵守させるためのスタッフを必要人数配置してください。
- 2 事務所が、水着やポーズ等に係る許可条件遵守状況をきめ細かく確認するため、主催者の自主監視と並行して行う監視に要する費用を負担していただきます。算出基礎や請求額については、事務所が別途通知します。
- 3 主催者に許可条件に違反する行為があったと認めた場合は、事務所は、主催者に対して注意・指導を行うものとし、その態様（違反行為の内容、回数及び注意・指導への対応状況等）によっては、県内3つの県営水上公園全て（以下「全水上公園」といいます。）で、当該主催者（実質的に主催者と同視できる者を含む）からの翌シーズン以降の水着撮影会開催の申込みを受け付けない場合があります。また、申請があった場合でも不許可とする場合があります。
- 4 水着撮影会が終了した後であっても、水着撮影会において許可条件に違反する行為があったと疑われる場合（SNS等に違反行為が撮影された動画がアップロードされている等）には、主催者に事実調査を要請する場合があります。必要に応じて注意・指導を行う場合があります。
- 5 主催者において重大な許可条件違反があり、それによって公園の施設管理に著しい支

障が生じたとき又はその支障が生じる蓋然性が高いと認められるときは、水着撮影会開催中であっても、協会は、水着撮影会開催の許可を取り消し、水着撮影会を即時に中止させることがあります（その際に発生する費用・損害について、協会は一切責任を負いません。）。

- 6 主催者が、「公園内行為許可証」の発行を受けた後に、正当な理由なく水着撮影会の開催を取りやめた場合は、全水上公園において、当該主催者（実質的に主催者と同視できる者を含む）からの翌シーズンについて水着撮影会開催の申し込みを受け付けない場合があります。また、申請があった場合でも不許可とする場合があります。
- 7 上記以外でも、協会が、公園の管理上必要と認める場合には、聴聞手続きを経たうえで、利用許可の取消や利用停止を命じる場合があります。